

農林水産委員会

委員一覧 (21名)

委員長	江島	潔 (自民)	野村	哲郎 (自民)	郡司	彰 (※)
理事	高野	光二郎 (自民)	藤木	眞也 (自民)	森	ゆうこ (※)
理事	堂故	茂 (自民)	宮崎	雅夫 (自民)	河野	義博 (公明)
理事	舞立	昇治 (自民)	山田	修路 (自民)	塩田	博昭 (公明)
理事	徳永	エリ (※)	山田	俊男 (自民)	谷合	正明 (公明)
理事	宮沢	由佳 (※)	石垣	のりこ (※)	石井	苗子 (維新)
	岩井	茂樹 (自民)	打越	さく良 (※)	紙	智子 (共産)

(元. 10. 24 現在)

※ 立憲・国民・新緑風会・社民

(1) 審議概観

第200回国会において、本委員会に付託された法律案は内閣提出2件であり、いずれも可決したほか、本委員会から法律案1件を提出することを決定した。

また、本委員会に付託された請願はなかった。

〔法律案の審査〕

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律案は、我が国で生産された農林水産物及び食品の輸出の促進を図るため、農林水産物・食品輸出本部の設置並びに基本方針及び実行計画の策定について定めるとともに、輸出証明書の発行、輸出事業計画の認定その他の措置を講じようとするものである。委員会では、農林水産物の生産基盤の強化と輸出の促進、輸出本部が果たす役割、輸出に取り組む事業者への支援策等について質疑が行われ、討論の後、多数をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

肥料取締法の一部を改正する法律案は、肥料の品質の確保及び肥料生産等に関する規制の合理化を図るため、肥料の原料管理制度を導入するとともに、肥料の配

合に関する規制を見直すほか、肥料の表示基準を整備する等の措置を講じようとするものである。委員会では、原料管理制度の導入に当たり肥料の安全性を担保する必要性、産業副産物を原料とする肥料の利用拡大に向けた取組、肥料の価格動向と価格引下げに向けた取組等について質疑が行われ、全会一致をもって可決された。なお、附帯決議が付された。

〔法律案の提出〕

11月28日、商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律の一部を改正する法律案について、本委員会提出の法律案として提出することを決定した。本法律案は、鯨類の持続的な利用を確保するため、捕鯨業が科学的知見、条約等に基づき適切に行われることを明確にするとともに、捕鯨業の円滑な実施に必要な措置を講じようとするものである。

〔国政調査〕

11月7日、食料自給率を農政改革の成果指標とする必要性、地球温暖化等により増加している自然災害への対応に向け

た農林水産大臣の決意、台風第19号による災害査定手続の簡素化に対する農林水産省の考え、CSF（豚コレラ）発生後の状況判断に対する農林水産大臣の所感、CSF（豚コレラ）の被害を受けた農家が経営再開できるよう豚舎の整備を支援する必要性、CSF（豚コレラ）の終息及びASF（アフリカ豚コレラ）の国内侵入の防止に向けた農林水産大臣の決意、収入保険及び農業共済への加入促進に向けた農林水産省の取組、間伐の未整備、林地化した農地等による山地災害危険地区のハザードマップへの反映、国家戦略特区ワーキンググループで議論された真珠養殖事業者に対する負担金徴収に関する指針案の経緯等について質疑を行った。

11月12日、日米貿易協定による農産物の輸入増の想定及び同協定に対する国内対策、日米貿易協定の牛肉セーフガード発動基準数量がTPP協定の範囲内とする説明の妥当性、TPP協定合意時に示された米の既存WTO枠のミニマムアクセスの運用見直しの取扱い、「被災者の生活と生業の再建に向けた対策パッケージ」における被災果樹農家の代替農地確保に対する支援内容、CSF（豚コレラ）の拡大原因とされる野生イノシシへの対策の現状、水田フル活用のため水田活用の直接支払交付金の交付単価を維持していく必要性、農林水産業の体質強化に向けた今後の方針と具体的な方策等について質疑を行った。

11月21日、CSF（豚コレラ）による国内の豚肉需給及び豚肉価格への影響、

CSF（豚コレラ）に対するこれまでの農林水産省の対応について大臣の所感、これまで講じたCSF（豚コレラ）対策の総費用と新たな対策の内容、薬剤耐性（AMR）対策の進め方及び我が国の知見を生かした国際協力の在り方、野生イノシシの捕獲を担う人材を確保する必要性、養殖ホタテガイの大量へい死の原因究明及び対策等について質疑を行った。

11月28日、商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律の一部を改正する法律案に関する件を議題とし、同法律案の草案について徳永エリ君から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。

12月3日、令和元年台風第19号等による農林水産関係被害の状況等に関する実情調査のため、長野県に視察を行った。

12月5日、畜産物等の価格安定等に関する件を議題とし、産業動物獣医師の偏在問題解決のため国公立大学獣医学部に地域枠入試制度を導入する必要性、輸入牛肉に対する月齢制限の撤廃と日米貿易協定交渉との関係、ASF（アフリカ豚コレラ）対策としての入国カードの記載変更及び今後の改善点、畜産・酪農経営の継承を進めるための地域におけるマッチングや情報提供の取組への支援、豚肉の在庫増加の原因及び国内畜産農家への影響、畜産クラスター事業の規模拡大要件を撤廃する必要性等について質疑を行うとともに、政府に対し、畜産物価格等に関する決議を行った。

（2）委員会経過

○令和元年10月24日（木）（第1回）

○理事の選任及び補欠選任を行った。

○農林水産に関する調査を行うことを決定した。

○令和元年11月7日(木) (第2回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 食料自給率に関する件、台風等による農林水産関係被害への対策に関する件、家畜伝染病対策に関する件、収入保険及び農業共済に関する件、森林の整備・保全に関する件、国家戦略特別区域制度における農林水産分野の提案に関する件等について江藤農林水産大臣、大塚内閣府副大臣、加藤農林水産副大臣、藤木農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

郡司彰君(※)、宮沢由佳君(※)、森ゆうこ君(※)、石井苗子君(維新)、紙智子君(共産)、谷合正明君(公明)、塩田博昭君(公明)、山田俊男君(自民)、宮崎雅夫君(自民)

○令和元年11月12日(火) (第3回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 日米貿易協定に関する件、台風等による農林水産関係被害への対策に関する件、家畜伝染病対策に関する件、収入保険及び農業共済に関する件、米政策に関する件、林業の振興施策に関する件等について江藤農林水産大臣、加藤農林水産副大臣、藤木農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

宮崎雅夫君(自民)、石垣のりこ君(※)、徳永エリ君(※)、塩田博昭君(公明)、石井苗子君(維新)、紙智子君(共産)

- 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律案(閣法第5号)(衆議院送付)について江藤農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和元年11月19日(火) (第4回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律案(閣法第5号)(衆議院送付)について江藤農林水産大臣、加藤農林水産副大臣、大塚内閣府副大臣、藤木農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

[質疑者]

堂故茂君(自民)、石垣のりこ君(※)、森ゆうこ君(※)、塩田博昭君(公明)、石井苗子君(維新)、紙智子君(共産)

(閣法第5号)

賛成会派 自民、※、公明、維新

反対会派 共産

なお、附帯決議を行った。

○令和元年11月21日(木) (第5回)

- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- CSF(豚コレラ)対策に関する件、薬剤耐性(AMR)対策に関する件、鳥獣被害対策に関する件、養殖ホタテガイの大量へい死に関する件等について江藤農林水産大臣、加藤農林水産副大臣、藤木農林水産大臣政務官、小島厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

高野光二郎君(自民)、谷合正明君(公明)、宮沢由佳君(※)、徳永エリ君(※)、石井苗子君(維新)、紙智子君(共産)

- 肥料取締法の一部を改正する法律案(閣法第6号)(衆議院送付)について江藤農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○令和元年11月26日(火) (第6回)

- 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の締結について承認を求めるの件(閣条第1号)(衆議院送付)及びデジタル貿易に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第2号)(衆議院送付)について外交防衛委員会に連合審査会の開会を申し入れることを決定した。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。

- 肥料取締法の一部を改正する法律案(閣法第6号)(衆議院送付)について江藤農林水産大臣、加藤農林水産副大臣、大塚内閣府副大臣、藤木農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った後、可決した。

[質疑者]

山田修路君(自民)、宮沢由佳君(※)、森ゆうこ君(※)、塩田博昭君(公明)、石井苗子君(維新)、紙智子君(共産)

(閣法第6号)

賛成会派 自民、※、公明、維新、共産

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○令和元年11月28日(木)

外交防衛委員会、農林水産委員会、経済産業
委員会連合審査会(第1回)

(外交防衛委員会を参照)

○令和元年11月28日(木)(第7回)

- 商業捕鯨の実施等のための鯨類科学調査の実施に関する法律の一部を改正する法律案の草案について提案者徳永エリ君から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することを決定した。

○令和元年12月5日(木)(第8回)

- 理事の補欠選任を行った。
- 政府参考人の出席を求めることを決定した。
- 畜産物等の価格安定等に関する件について江藤農林水産大臣、大塚内閣府副大臣、藤木農林水産大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行った。

[質疑者]

舞立昇治君(自民)、徳永エリ君(※)、森

ゆうこ君(※)、塩田博昭君(公明)、石井

苗子君(維新)、紙智子君(共産)

- 畜産物価格等に関する決議を行った。

○令和元年12月9日(月)(第9回)

- 農林水産に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 委員会決議

—畜産物価格等に関する決議—

我が国の畜産・酪農経営においては、飼養戸数の減少が続いている。一戸当たり飼養頭羽数は増加を続けているものの、担い手の高齢化、後継者不足は深刻さを増しており、畜産物の安定供給のためには生産基盤の強化が必要不可欠な状況にある。特に、経営継続の危機にさらされている中小・家族経営を強力に支援するとともに、より多くの若手が就農を目指す魅力ある労働環境を構築することが重要な課題となっている。

また、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定(日EU経済連携協定)が発効し、日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定(日米貿易協定)が締結される中、我が国の畜産・酪農の将来に対する懸念と不安を抱く生産者も多い。

よって政府は、こうした情勢を踏まえ、令和2年度の畜産物価格及び関連対策の決定に当たり、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一 C S F（豚コレラ）の豚等及び野生いのししにおける感染拡大防止は、現下の家畜伝染病の防疫上、最重要課題である。そのため、野生いのしし対策を強力に推進し、豚等への感染リスクを低減させるとともに、A S F（アフリカ豚コレラ）のアジアにおける感染の拡大を念頭に置き、飼養衛生管理の水準を更に高めるための取組を強力に支援すること。常に、家畜伝染病の脅威を深く認識し、水際検疫徹底を図るとともに、豚等の所有者と行政機関及び関係団体との緊密な連携を確保し、実効ある防疫体制を構築すること。予防的ワクチンを接種した豚等の安全性については、正確かつ適切な情報の提供を行うとともに、不適正な表示に対し適切に指導を行うこと。これらの措置を着実に進めるためにも、地域の家畜衛生を支える産業動物獣医師の育成・確保を図ること。

二 多発する自然災害による畜産・酪農の被害への支援対策を充実・強化すること。特に、被災した機械・畜舎の再建・修繕・再取得や、停電に伴い発生した乳房炎の治療、家畜の死亡・廃用に伴う新規の家畜導入等の支援を行うこと。

三 規模の大小を問わず、地域農業・地域社会を支える多様な畜産・酪農の生産基盤の維持・拡大を図るため、組織的な生産体制の整備、畜産物の付加価値の向上、良質かつ低廉な飼料等の供給等の取組を通じて、魅力ある持続可能な経営が実現できるよう、地域性を踏まえた実効性のある施策を実施すること。

四 C P T P P、日 E U 経済連携協定、日米貿易協定が、我が国畜産・酪農経営に与える影響の実情については、統計データ等を常に注視し、分析を行い、これを公表すること。また、新たな国際環境下において、関税削減等に対する生産者の懸念と不安を払拭し、意欲ある生産者が経営の継続・発展に取り組むことができるよう、経営の安定を図ること。その際、実施した施策の効果を検証し、適宜必要な見直しを行うこと。

五 加工原料乳生産者補給金・集送乳調整金の単価及び総交付対象数量については、中小・家族経営を含む酪農家の意欲が喚起されるよう、再生産の確保を図ることを旨として適切に決定すること。

また、期中における一方的な出荷先の変更により集送乳の調整に混乱を来す事例等が発生していることを踏まえ、将来的な酪農家の所得確保や集送乳合理化等の観点から現行制度を十分に検証するとともに、こうした事例が生ずることのないよう必要な措置を講ずること。

さらに、近年、ひっ迫している生乳の需給状況について長期的に見通し、酪農経営の安定と牛乳・乳製品の安定供給の確保が図られるよう、国の主導により各般の取組を一層推進すること。

六 肉用子牛生産者補給金制度における保証基準価格等については、中小・家族経営を中心とする繁殖農家の経営努力が報われ、営農意欲が喚起されるよう、再生産の確保を図ることを旨として適切に決定すること。

七 酪農経営を支える酪農ヘルパーについては、その要員の確保や育成、酪農家の傷病時利用に際しての負担軽減、利用組合の組織強化への支援を行うこと。また、酪農家や肉用牛農家の労働負担軽減・省力化に資するロボット・A I ・ I O T 等の先端技術の導入、高度な経営アドバイスの提供のためのビッグデータ構築を支援すること。さらに、これらの施策との連携を図りつつ、畜産・酪農への就農を経営ステージに応じてきめ細かく支援する総合的な対策を強力に展開すること。

また、持続的な畜産・酪農構造の実現を図る観点から、畜産 G A P の指導員等の育成、普及・推進体制を強化すること。

八 我が国及び世界での国産畜産物の需要に対応し、畜産・酪農の収益力・生産基盤・競争力を強化するため、畜産農家を始めとする関係者が連携する畜産クラスター等について、中小・家族経

営にも配慮しつつ、地域の実情に合わせて地域が一体となっていく、収益性向上等に必要な機械導入、施設整備、施設整備と一体的な家畜導入、バイオガス発電等による家畜排せつ物の有効活用、環境負荷軽減の取組等を強力に支援すること。加えて、外部支援組織の活用、家畜能力の向上、繁殖基盤の強化、乳業工場・食肉処理施設の再編整備、国産ナチュラルチーズ等の競争力強化に向けた取組等を支援するとともに、これらの施策等により食料自給率の向上を図ること。

- 九 我が国固有の財産である和牛の精液や受精卵については、その流通管理の徹底を図るとともに、遺伝資源の知的財産的価値の保護を強化すること。
- 十 国産飼料の一層の増産と着実な利用の拡大により畜産農家の経営安定を図り、飼料自給率を向上させるため、気象リスク分散等による粗飼料の安定的な収量確保、飼料生産の効率化、放牧、国産濃厚飼料の生産拡大、未利用資源の利用、有機畜産物生産の普及を支援するとともに、飼料生産の基盤整備を推進すること。また、配合飼料価格安定制度については、畜産・酪農経営の安定に資するよう、同制度に係る補填財源の確保及び長期借入金の計画的な返済を促すことにより、制度の安定的な運営を図ること。
- 十一 国産畜産物の輸出に当たっては、統一マークの活用等により、日本ブランドを前面に立てた販売戦略、国産畜産物の強みを活かす調理技術等の普及を行うとともに、世界での国産畜産物需要の増加に対応できる生産基盤を構築すること。
- また、輸出先国・地域の衛生条件を満たす食肉処理施設等の整備を促進するとともに、輸出先国・地域の食品安全に関する規制への対応については、政府一体となって、戦略的かつ迅速に進めること。
- 十二 原発事故に伴う放射性物質に汚染された稲わら、牧草及び牛ふん堆肥等の処理を強力に推進するとともに、永年生牧草地の除染対策、原発事故に係る風評被害対策に徹底して取り組むこと。右決議する。